平成２７年（フ）第４３２１号
大阪府枚方市中宮山戸町１番17―402号
債務者　谷口　　建
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４６１号
大阪市東成区東小橋２丁目10番１号　仁徳ビル１－Ｂ号
債務者　柳**原**　明浩
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５５９号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目25番18号
債務者　壷崎　和男
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５８９号
大阪市淀川区新高２丁目６番44号松木荘
債務者　飯野　兼造
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６９３号
大阪市西区九条南２丁目９番１－311号
債務者　鍛治　義典
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６９５号
大阪市東淀川区菅原６丁目12番８号サクセスＶ407号室、住民票上の住所大阪市東住吉区矢田５丁目12番５号ビゴーマンションⅡ304号
債務者　屋良　幸子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９０５号
堺市北区東浅香山町３丁31番地　大阪府営浅香山住宅22棟108号
債務者　横山　直美
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９２３号
堺市北区東浅香山町３丁31番地　大阪府営浅香山住宅22棟108号
債務者　横山　篤史
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９４１号
堺市堺区南田出井町１丁３番12―403号、前住所堺市堺区北庄町１丁６番22号　ポポラーレ307号
債務者　浅香美枝子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２１０号
岡山県倉敷市水江1367番地３
債務者　早川　大介
1　決定年月日時　平成27年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第３１２号
岐阜市小西郷１丁目88番地１　（ファミーユ木村　Ｂ202）、前住所岐阜県本巣市宗慶30番地１　（ランコントル・エスト　103号）
債務者　興梠　洋平
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１４９９号
福岡市西区室見が丘３丁目21番８号
債務者　武井　将洸
1　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５２４号
福岡市城南区長尾１丁目３番３号
債務者　下釜トシ子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５３０号
福岡県筑紫郡那珂川町後野２丁目１番２―601号　インプレスアクア那珂川
債務者　伊藤美智代
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５３１号
福岡市早良区四箇田団地４棟512号、住民票上の住所福岡市早良区西新１丁目10番14―703号
債務者　上野世津子（旧姓塩川）
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５６４号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　20棟504号
債務者　池田　良子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５７３号
福岡県太宰府市通古賀５丁目11番17号
債務者　高野　順子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５７６号
福岡市博多区東雲町４丁目１番24―303号
債務者　山崎　浩子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部